

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月15日提出

市会運営委員会

委員長 藤代哲夫

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務委員会 11人

政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 経済港湾委員会 11人

にぎわいスポーツ文化局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

(3) 市民消防委員会 10人

市民局、資源循環局及び消防局の所管に属する事項

(4) こども教育委員会 11人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

(5) 福祉委員会 11人

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項

(6) GREEN×EXPOみどり委員会 11人

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項

(7) まちづくり委員会 11人

都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項

(8) 上下水道交通委員会 10人

下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、こ

の条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

#### 提 案 理 由

常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会 11人  
政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会  
政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
- (2) 経済港湾委員会 11人  
経済・港湾委員会 10人  
にぎわいスポーツ文化局、~~経済局及び港湾局~~の所管に属する事項
- (3) 市民消防委員会 10人  
市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会 11人  
市民局、資源循環局及び消防局の所管に属する事項  
にぎわいスポーツ文化局
- (4) こども教育委員会 11人  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項
- (5) 福祉委員会 11人  
健康福祉・医療委員会  
健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項
- (6) GREEN×EXPOみどり委員会 11人  
脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会  
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項
- (7) まちづくり委員会 11人  
都市整備・建築・道路・交通政策委員会  
都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項
- (8) 上下水道交通委員会 10人  
下水道河川・水道・交通委員会  
下水道河川局、水道局及び交通局の所管に属する事項